

学部生の皆さんへ

山形県立保健医療大学 教務学生課長

新年度の新型コロナウイルス感染防止対策について

現在、全国で感染者が再び増加するとともに、山形県でも急増しているため、3月22日（月）から4月11日（日）までの間、山形県・山形市「緊急事態宣言」が出され、不要不急の外出（通勤・通学等を除く）を控えるよう呼びかけられています。本日、さらに4月25日（日）まで緊急事態宣言を延長すると発表されました。

現在のところ、学内の感染防止に最大限注意しながら、4月12日（月）からは対面授業を開始する予定ですが、皆さんは今後も感染しないよう十分注意し、充実した学生生活を過ごしていただきたいと思っております。

【感染防止の取組みの要点】

1 感染防止対策について

- 三密を避けるとともに、マスクを外しての会話はしないようにお願いします。
- 緊急事態宣言中は、家族以外の人との会食を自粛するようお願いします。また、緊急事態宣言解除後も、当面は飲酒を伴う懇親会（歓迎会、コンパ等含む）やカラオケは自粛してください。飲酒を伴わない会食でも少人数とし、県外からの人との会食は控え、いつもの安心できるメンバーと短時間で行うようお願いします。（自粛解除の時期は、県の警戒レベル等をみて改めて連絡します。）
- 食事中は会話を控え（黙食）、食事が終わってからマスクをして会話をするようお願いします。
- 家庭内でもできる限り感染防止対策を行ってください。
- 「健康・行動記録票」は毎日記録してください。
- サークル活動は、緊急事態宣言中は原則として自粛してください。（顧問の先生等の指導監督の下で行う場合のみ可。）
- アルバイトは、感染リスクがある業態又は少しでも不安がある場合は従事しないようお願いします。

2 県外との往来について

- (1) 県外の「感染拡大地域」（以下の地域）との往来は原則自粛
 - ・ 政府による緊急事態宣言の対象区域（同宣言対象期間中に限る）
 - ・ Yahoo! Japan が提供している「1週間の10万人当たり新規感染者数（都道府県別）」で15人以上（ステージⅢ）となっている都道府県
※ URL:<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>
 - ・ 宮城県、大阪府、兵庫県では4月5日～5月5日まで政府の「まん延防止等重点地域」に指定されたことから、この間は往来しないでください（特に仙台市）。
さらに、東京都(4/12～5/11)、京都府(4/12～5/5)、沖縄県(4/12～5/5)も指定される見込み。
- (2) 「感染拡大地域」との往来が必要な場合（帰省、就職活動、旅行等）
 - ・ 事前に学科（担任の先生又は学科長）にメールで相談してください。
 - ・ 登校前に行動内容を学科にメールで報告してください。学科において登校の可否を判断します。
※ 行動内容により2週間自宅待機の場合あり
※ 「健康・行動記録票」（写し）の提出を求める場合あり

3 体調不良時や感染の可能性が疑われる場合の対応について

- 発熱や全身倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難等の体調不良時は、絶対に登校せず医療機関を受診又は受診相談コールセンターに連絡し、状況をなるべく早く大学に連絡してください。
- バイト先などの関係者や友人、家族などが感染者、濃厚接触者（検査中を含む）となったりその可能性がある場合は、すぐに大学に連絡してください。